

県民経済計算推計方法ガイドライン (2015年(平成27年)基準版)

2022年(令和4年)2月
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

は し が き

県民経済計算は、国民経済計算との比較並びに都道府県及び政令指定都市（以下、「各県（市）」と言う。）相互の比較が可能となるように、できるだけ統一的な推計方法等を用いることが望まれている。そのため、内閣府経済社会総合研究所では、従来から国民経済計算に準拠した「県民経済計算標準方式」を作成し、各県（市）における推計実務に利用いただいているところである。

我が国の国民経済計算（Japanese System of National Accounts: JSNA）が2020年（令和2年）12月に2015年（平成27年）基準改定を行ったこと、また、2008SNAに沿って「中央政府の扱い」の見直しを行ったこと等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準）」（以下、「ガイドライン」という）を作成し、推計方法等についても詳細な枠組みを提示することとした。

なお、ガイドラインが提示している各項目の推計方法、基礎資料等については、現時点における適用すべき標準的な考え方を示したものである。今後も県民経済計算の推計方法は、各県（市）における推計実務を通じた検討、有識者の意見等を踏まえ、一層の比較可能性の向上や精度の高い手法の導入に向けて、改善・整備されていくべきものである。

内閣府経済社会総合研究所においては、ガイドラインの内容について、引き続き、検討・見直しを図る予定である。

2022年（令和4年）2月

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

総 合 目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは-----	序 - 1
1 . 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け-----	序 - 1
2 . 基準改定とは-----	序 - 2
3 . JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応-----	序 - 4
4 . 県民経済計算固有の課題への対応-----	序 - 9
4 . 1 中央政府等の扱い変更への対応-----	序 - 9
4 . 1 . 1 2008SNA における地域勘定の概念定義-----	序 - 9
4 . 1 . 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム-----	序 - 10
(参考 1)「地域勘定における中央政府の取扱いについて」 [法政大学教授 中村洋一]-----	序 - 12
(参考 2) 県民経済計算の推計体系の新旧対照図 [静岡産業大学教授 牧野好洋]-----	序 - 21
4 . 2 電気業の新たな推計方法の導入-----	序 - 23
5 . その他の課題等への対応-----	序 - 26
5 . 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応-----	序 - 26
5 . 2 基礎統計の変更への対応-----	序 - 27
5 . 3 日本銀行の扱い変更への対応-----	序 - 28
5 . 4 各種課題への対応-----	序 - 29
5 . 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義-----	序 - 29

第一部 生産系列

第1章 生産系列の概要	1	1
1. 生産系列推計の枠組み	1	2
2. 表章形式	1	3
3. 表章形式における構成項目の概念	1	7
第2章 経済活動別生産活動	1	9
第1節 経済活動別(作業分類ベース)推計	1	9
(1) 経済活動別生産者	1	9
(2) 事業所の格付け	1	13
(3) 産出額、中間投入額及び総生産額	1	13
(4) 産出額及び中間投入額を推計する際の留意点	1	13
(5) 国民経済計算2015年(平成27年)基準改定への対応	1	14
(6) その他の主な改定事項	1	15
第2節 経済活動別産出額及び中間投入額の推計	1	19
1. 農林水産業	1	19
(1) 農業	1	19
(2) 05林業	1	20
(3) 06漁業・水産養殖業	1	22
2. 鉱業	1	23
3. 製造業	1	24
(1) 民間企業	1	24
(2) 公的企業	1	27
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1	32
(1) 48電気業	1	32
(2) 49ガス・熱供給業	1	39
(3) 水道業(50上水道業、51工業用水道業)	1	39
(4) 52廃棄物処理業	1	39
(5) 89(政府)下水道	1	40
(6) 90(政府)廃棄物処理	1	40
5. 建設業	1	41
6. 卸売・小売業	1	43
(1) 55卸売業	1	43
(2) 56小売業	1	45
7. 運輸・郵便業	1	49
(1) 57鉄道業	1	49
(2) 58道路運送業	1	49
(3) 59水運業	1	50
(4) 60航空運輸業	1	51
(5) 61その他の運輸業	1	52
(6) 62郵便業	1	56

(7) 91 (政府) 水運施設管理	-----1 -	57
(8) 92 (政府) 航空施設管理	-----1 -	57
8 . 宿泊・飲食サービス業	-----1 -	58
(1) 63飲食サービス業	-----1 -	58
(2) 64旅館・その他の宿泊所	-----1 -	59
9 . 情報通信業	-----1 -	60
(1) 65電信・電話業	-----1 -	60
(2) 66放送業	-----1 -	62
(3) 67情報サービス業	-----1 -	63
(4) 68映像・音声・文字情報制作業	-----1 -	63
10 . 金融・保険業	-----1 -	65
(1) 69金融業 (保険、年金基金を除く)	-----1 -	65
(2) 70保険業	-----1 -	68
11 . 不動産業	-----1 -	73
(1) 71住宅賃貸業	-----1 -	73
(2) 72不動産仲介業	-----1 -	74
(3) 73不動産賃貸業	-----1 -	75
12 . 専門・科学技術、業務支援サービス業	-----1 -	76
(1) 74研究開発サービス	-----1 -	76
(2) 75広告業	-----1 -	77
(3) 76物品賃貸サービス業	-----1 -	77
(4) 77その他の対事業所サービス業	-----1 -	78
(5) 78獣医業	-----1 -	79
(6) 96 (政府) 学術研究	-----1 -	79
(7) 100 (非営利) 自然・人文科学研究機関	-----1 -	79
13 . 公務	-----1 -	80
14 . 教育	-----1 -	81
(1) 79教育	-----1 -	81
(2) 94 (政府) 教育	-----1 -	82
(3) 98 (非営利) 教育	-----1 -	82
15 . 保健衛生・社会事業	-----1 -	83
(1) 80医療・保健	-----1 -	83
(2) 81介護	-----1 -	87
(3) 97 (政府) 保健衛生、社会福祉	-----1 -	87
(4) 101 (非営利) 社会福祉	-----1 -	87
16 . その他のサービス	-----1 -	88
(1) 82自動車整備・機械修理業	-----1 -	88
(2) 83会員制企業団体	-----1 -	89
(3) 84娯楽業	-----1 -	89
(4) 85洗濯・理容・美容・浴場業	-----1 -	90

(5) 86その他の対個人サービス業(「87分類不明」を含む)	-----1	90
(6) 95(政府)社会教育	-----1	91
(7) 99(非営利)社会教育	-----1	91
(8) 102(非営利)その他	-----1	91
17. 非市場生産者(政府)	-----1	92
(1) 中央政府の地域事業所の推計方法	-----1	92
(2) 社会保障基金の推計方法	-----1	92
(3) 地方政府の推計方法	-----1	93
(4) 産出額	-----1	94
18. 非市場生産者(非営利)	-----1	97
19. 企業内研究開発のR&D産出額及び自社開発ソフトウェア産出額	-----1	98
(1) 企業内研究開発のR & D産出額	-----1	98
(2) 自社開発ソフトウェアの産出額	-----1	100
第3節 輸入品に課される税・関税	-----1	101
第4節 (控除)総資本形成に係る消費税	-----1	101
第3章 生産者価格表示の県内総生産	-----1	102
第4章 固定資本減耗	-----1	102
(1) 市場生産者の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
(2) 非市場生産者(政府)の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
(3) 非市場生産者(非営利)の経済活動別固定資本減耗	-----1	102
第5章 生産者価格表示の県内純生産	-----1	103
第6章 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	-----1	104
1. 生産・輸入品に課される税	-----1	104
1. 1 範囲と推計方法	-----1	104
(1) 範囲	-----1	104
(2) 推計方法	-----1	104
1. 2 積上げによる推計方法	-----1	104
1. 2. 1 全ての経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1	104
(1) 市場生産者と非市場生産者の推計	-----1	104
(2) 市場生産者の生産・輸入品に課される税を積上げにより推計 する場合の具体的推計方法	-----1	105
1. 2. 2 特定の経済活動に格付ける生産・輸入品に課される税	-----1	110
2. (控除)補助金	-----1	113
(1) 推計の概要	-----1	113
(2) 推計方法	-----1	113
第7章 県内純生産(要素費用表示)	-----1	115
第8章 雇用者報酬	-----1	115
第9章 営業余剰・混合所得	-----1	115
第10章 連鎖方式による実質県内総生産(生産側)	-----1	116

第二部	分配系列	
第1章	分配系列の概要	2 - 1
1.	制度部門別所得支出勘定の表章形式	2 - 1
2.	県民所得及び県民可処分所得の概要	2 - 4
3.	県民可処分所得と使用勘定	2 - 21
4.	県民所得及び県民可処分所得の表章	2 - 22
5.	県民経済計算の主な基準改定への対応	2 - 25
第2章	制度部門別所得支出勘定	2 - 28
第1節	第1次所得の発生と配分	2 - 28
1.	付加価値の発生による所得	2 - 28
1.1	雇用者報酬	2 - 28
1.1.1	賃金・俸給	2 - 29
(1)	現金給与	2 - 29
(2)	現金給与以外の賃金・俸給	2 - 38
(付)	賃金・俸給の県内ベース、県民ベースの推計について	2 - 39
1.1.2	雇主の社会負担	2 - 42
(1)	雇主の現実社会負担	2 - 42
(2)	雇主の帰属社会負担	2 - 44
1.2	営業余剰・混合所得	2 - 45
1.2.1	営業余剰・混合所得の推計手順	2 - 45
1.2.2	営業余剰・混合所得の推計方法	2 - 48
1.3	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	2 - 52
(1)	生産・輸入品に課される税	2 - 52
(2)	(控除)補助金	2 - 55
(3)	一般政府の分割	2 - 55
(4)	中央政府に格付けされている独立行政法人等が支払う税の扱い	2 - 56
2.	資産の貸借による財産所得	2 - 58
2.1	投資所得	2 - 59
2.1.1	利子	2 - 59
(1)	利子の推計手順	2 - 60
(2)	利子の推計方法の概要	2 - 60
(3)	利子の制度部門別推計	2 - 63
2.1.2	法人企業の分配所得 (「海外直接投資に関する再投資収益」を含む)	2 - 83
2.1.3	その他の投資所得	2 - 88
2.2	賃貸料	2 - 96
(1)	制度部門別土地の総賃貸料	2 - 96
(2)	制度部門別土地税	2 - 100
第2節	第2次所得の分配(「経常移転」)	2 - 102
1.	所得・富等に課される経常税	2 - 102

1 . 1	推計の概要	-----2 - 102
1 . 2	所得に課される税	-----2 - 105
1 . 3	その他の経常税	-----2 - 108
2 .	純社会負担と社会給付	-----2 - 111
2 . 1	推計の概要	-----2 - 111
2 . 2	純社会負担	-----2 - 118
2 . 2 . 1	現実社会負担（家計、雇主）	-----2 - 118
	（1）社会保障基金に係る現実社会負担	
	（「現金による社会給付」を含む）	-----2 - 118
	（2）その他の社会保険制度に係る現実社会負担	-----2 - 126
2 . 2 . 2	帰属社会負担（雇主）	-----2 - 128
2 . 2 . 3	家計の追加社会負担	-----2 - 131
2 . 2 . 4	年金制度の手数料（控除項目）	-----2 - 131
2 . 3	社会給付	-----2 - 132
2 . 3 . 1	現物社会移転以外の社会給付	-----2 - 132
	（1）現金による社会保障給付	-----2 - 132
	（2）その他の社会保険年金給付	-----2 - 132
	（3）その他の社会保険非年金給付	-----2 - 132
	（4）社会扶助給付	-----2 - 133
2 . 3 . 2	現物社会移転	-----2 - 135
	（1）市場産出の購入	-----2 - 135
	（2）非市場産出	-----2 - 138
3 .	その他の経常移転	-----2 - 139
3 . 1	非生命保険金及び非生命保険純保険料	-----2 - 139
3 . 1 . 1	非生命保険料・保険金の概要	-----2 - 139
3 . 1 . 2	推計方法	-----2 - 140
	（1）非生命保険金	-----2 - 140
	（2）非生命保険純保険料	-----2 - 140
	（3）一般政府の部門分割	-----2 - 141
3 . 2	一般政府内の経常移転	-----2 - 146
3 . 3	他に分類されない経常移転	-----2 - 149
3 . 3 . 1	他に分類されない経常移転（罰金を除く）	-----2 - 149
	（1）対家計民間非営利団体への経常移転	-----2 - 151
	（2）対家計民間非営利団体以外への経常移転	-----2 - 152
	（3）償却債権取立益	-----2 - 155
3 . 3 . 2	罰金	-----2 - 156
	（1）範囲	-----2 - 156
	（2）推計方法	-----2 - 156
第3節	最終消費支出	-----2 - 158
第4節	年金受給権の変動調整	-----2 - 158

第5節 貯蓄 -----	2 - 158
第3章 「県民所得及び県民可処分所得の分配」の記録内訳（表） -----	2 - 159
参考 所得支出勘定と域外勘定の関連 -----	2 - 161

第三部 支出系列

第1章 支出系列の概要	3 - 1
1. JSNA2015年(平成27年)基準改定等への対応	3 - 1
2. 県民経済計算固有の課題への対応	3 - 3
3. 民間最終消費支出	3 - 5
4. 地方政府等最終消費支出	3 - 6
5. 県内総資本形成	3 - 7
6. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合	3 - 9
7. 県内総生産(支出側)	3 - 9
8. 域外からの要素所得(純)	3 - 10
9. 県民総所得(市場価格表示)	3 - 10
10. 県内総生産(支出側)の実質値	3 - 10
第2章 県内総生産(支出側)(名目)	3 - 12
第1節 民間最終消費支出	3 - 12
1. 家計最終消費支出	3 - 12
(1)『全国消費実態調査』による13目的分類別	
家計最終消費支出の推計	3 - 14
(2)直接推計法による推計	3 - 16
(3)全国値分割による家計最終消費支出の推計	3 - 20
参考 家計最終消費支出の目的別分類	3 - 22
2. 対家計民間非営利団体最終消費支出	3 - 26
第2節 地方政府等最終消費支出	3 - 27
(1)一般政府の制度部門分割	3 - 27
(2)地方政府等最終消費支出の推計	3 - 28
(3)個別消費と集合消費への分割	3 - 28
第3節 県内総資本形成	3 - 31
1. 投資額の推計	3 - 31
1.1 総固定資本形成	3 - 31
(1)住宅投資	3 - 31
(2)民間企業設備	3 - 32
(3)公的企業設備	3 - 33
(4)一般政府	3 - 34
1.2 在庫変動	3 - 35
(1)名目在庫残高比率	3 - 35
(2)名目残高の算出	3 - 35
(3)実質在庫残高の算出	3 - 35
(4)実質在庫変動の算出	3 - 35
(5)名目在庫変動の算出	3 - 36
2. 税額控除額の推計	3 - 36
2.1 総固定資本形成	3 - 36

(1) 住宅	-----	3 - 36
(2) 企業設備	-----	3 - 36
(3) 一般政府	-----	3 - 36
2 . 2 在庫変動	-----	3 - 36
第 4 節 財貨・サービスの移出入	-----	3 - 38
1 . 財貨・サービスの移出入 (FISIM を除く)	-----	3 - 38
(1) 移出額	-----	3 - 38
(2) 移入額	-----	3 - 39
2 . 著作権等サービスの移出入 (純)	-----	3 - 40
3 . FISIM の移出入	-----	3 - 40
第 5 節 統計上の不突合	-----	3 - 41
第 6 節 域外からの要素所得 (純)	-----	3 - 41
第 3 章 連鎖方式による実質県内総生産 (支出側)	-----	3 - 42
1 . 概要	-----	3 - 42
2 . 各需要項目の連鎖方式による実質化について	-----	3 - 43

序

県民経済計算推計方法ガイドラインとは

目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは-----	序 - 1
1 . 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け-----	序 - 1
2 . 基準改定とは-----	序 - 2
3 . JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応-----	序 - 4
4 . 県民経済計算固有の課題への対応-----	序 - 9
4 . 1 中央政府等の扱い変更への対応-----	序 - 9
4 . 1 . 1 2008SNA における地域勘定の概念定義-----	序 - 9
4 . 1 . 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム-----	序 - 10
(参考 1) 「地域勘定における中央政府の取扱いについて」 [法政大学教授 中村洋一]-----	序 - 12
(参考 2) 県民経済計算の推計体系の新旧対照図 [静岡産業大学教授 牧野好洋]-----	序 - 21
4 . 2 電気業の新たな推計方法の導入-----	序 - 23
5 . その他の課題等への対応-----	序 - 26
5 . 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応-----	序 - 26
5 . 2 基礎統計の変更への対応-----	序 - 27
5 . 3 日本銀行の扱い変更への対応-----	序 - 28
5 . 4 各種課題への対応-----	序 - 29
5 . 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義-----	序 - 29

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

1. 県民経済計算推計方法ガイドラインの位置付け

「県民経済計算」の推計は各県（市）の自治事務として行われるものである。

内閣府は、各県（市）の推計結果を取りまとめて「県民経済計算」を公表しているところであり、国民経済計算との比較や各県（市）間の比較可能性の観点から、共通の考え方に基づく推計方式によって推計されることが肝要であると考え。そこで、基準改定ごとに各県（市）が参照すべき推計方式として「県民経済計算標準方式（以下、「標準方式」という）」を検討し、これを各県（市）に示しているものである。

「標準方式」は、県民経済計算の概要、特性、勘定体系等について包括的に示している。しかしながら、各県（市）の推計担当者にとって、具体的な推計方法を参照できる詳細な記載はない。あくまで基本的な県民経済計算の在り方を示したものとなっている。

各県（市）の推計担当者の推計実務に資するため、有識者及び各県（市）の意見等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）（以下、「ガイドライン」という）」を作成したものである。

ガイドラインは、推計実務を担う各県（市）が共通して適用すべき標準的な推計方法とその考え方を具体的に示しているものである。ただし、各県（市）が実際に推計する際、ガイドラインよりも精度が高い（必ずしも詳細なものとは限らない）推計方法、データの不足を補う推計方法などの改良等を行う場合は、各県（市）の判断で行われるものと考えている。なお、その際はユーザーの利便性に鑑み、各県（市）において、その旨を説明することが望ましい。

ガイドラインは、「序」、「第一部 生産系列」、「第二部 分配系列」、「第三部 支出系列」の4つの部分から構成されている。序には、既述のガイドラインの位置付けや2015年（平成27年）基準改定の概要などを記載している。また、第一部、第二部並びに第三部のそれぞれの冒頭部分で2015年（平成27年）基準改定の主な事項を記載した上で、詳細な推計方法を記載している。

2 . 基準改定とは

我が国の国民経済計算における基準改定とは、「産業連関表」、「国勢調査」、「経済センサス(基礎調査、活動調査)」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計するものである。基準改定においては、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」と呼ぶ。基準年においては名目値 = 実質値(デフレーター = 100)としている。

2015年(平成27年)基準改定においては、最新統計の取り込み等に加え、国際連合で合意された最新の国際基準である「2008SNA」で求められた概念変更等についても、2011年(平成23年)基準改定時に引き続き、対応作業を行った。また、推計上の概念変更だけでなく推計方法の見直し等の実施も行っている。

国民経済計算に準拠して推計する県民経済計算においても、国民経済計算の2015年(平成27年)基準改定に対応する必要がある。

2015年(平成27年)基準改定では、以下の三つの観点から改定するものである。

(1) 構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更(2015年(平成27年)産業連関表への対応など)

経済の発展とともに変化する産業構造を精緻に把握するため、原則5年ごとに、産業連関表が10府省庁の共同作業として作成されている。新たに興った産業やある産業が大きく成長することに対応して、産業分類も変更する必要がある。2015年(平成27年)産業連関表では、2013年(平成25年)に改定された日本標準産業分類(第13回改定)に拠っている。国民経済計算は、この産業分類によって経済活動分野別総生産の推計を行っている。県民経済計算は、この国民経済計算の経済活動分野別総生産の計数を多く利用することから、県民経済計算の基準改定においても、経済活動分野別の作業分類は国民経済計算の作業分類に準拠する必要がある。

また、産業連関表で新たに反映された「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」、「分譲住宅の販売マージン」、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成に記録したことにより、国民経済計算においてもこうした財貨・サービスの産出について、総固定資本形成として記録することとした。国民経済計算に準拠する県民経済計算もこれに準拠して推計する。

この他、構造統計として5年ごとに調査が実施される「2015年(平成27年)国勢調査」、「2018年(平成30年)住宅・土地統計」等の調査データに対応した改定が必要となる。

(2) 国際基準(2008SNA)への対応

2008SNAへの対応は2011年(平成23年)基準改定時に多くの課題について対応したところであるが、一部の未対応の課題について今次改定で対応することとなった。

娯楽作品原本の「資本化」、著作権等サービスを生産資産として記録すること、リース区分(フィナンシャルリース(Financial Lease: FL)とオペレーティングリース(Operating Lease: OL)に対応した資産の記録である。

(3) 経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

「住宅宿泊事業」、いわゆる「民泊」などが政策的に推進される中、当該事業を適切に把握し、記録することとする。

3 . JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

国民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定に準じた県民経済計算への対応の在り方について検討したところ、ガイドラインに対応する新たな推計項目や概念変更等に係る項目は、「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」、「分譲住宅販売マージン等」、「娯楽作品原本」、「リース区分」、「住宅宿泊事業」である。

（1）「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」は総固定資本形成として記録

「2015 年（平成 27 年）産業連関表」において、従来、すべてを中間消費としていた「建設補修」のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような「改装・改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成とすることとなった。

国民経済計算においても、この産業連関表の変更を反映し、「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」に係る産出部分を総固定資本形成として、民間住宅及び民間企業設備に記録することとした。推計の基礎調査データとしては、2008 年度（平成 20 年度）から開始され、2016 年度（平成 28 年度）上半期調査より、調査内容の見直しを行い、改装・改修工事の内容の把握等が図られた「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」が利用される。なお、「維持・修理」については、これまでどおり「中間消費」とする。推計に要するデータは同じく「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」が利用される。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に新たに総固定資本形成として「改装・改修」を推計、加算する。民間住宅の「改装・改修」部分と「それ以外の住宅投資」部分を分けて推計した後に合算する。

推計方法は、それぞれの部分とも、各県の対全国比となる指標によって国の当該計数を分割推計する。

なお、公的住宅については、決算書など基礎統計データに「改装・改修」部分も含まれており特段の推計方法の変更は要しない。

（2）「分譲住宅販売マージン等」は総固定資本形成として記録

「2015 年（平成 27 年）産業連関表」において、不動産分野の推計精度向上に向け、これまでの産業連関表では推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を新たに推計し、総固定資本形成として記録することとなった。なお、「非住宅の不動産販売マージン」については、基礎統計の制約から把握困難であるとして記録されない。

国民経済計算においてもこの産業連関表の変更を反映し、これらを「所有権移転費用」として、新たに総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録することとした。なお、「住宅販売仲介手数料」については、2011 年（平成 23 年）基準改定で「所有権移転費用」として既に総固定資本形成（民間住宅）に記録する変更がなされている。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
3 . JSNA の 2015 年 (平成 27 年) 基準改定への対応

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成(民間住宅及び民間企業設備)に記録する。なお、民間住宅、民間企業設備とも、国民経済計算の計数を全国値として都道府県に分割推計する場合には、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」部分は、すでに総固定資本形成として記録されている。

(3) 「娯楽作品原本」を総固定資本形成として、「著作権等サービス」を産出として記録

2008SNA では、総固定資本形成として「知的財産生産物」を総固定資本形成として記録することとしており、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。2015年(平成27年)国民経済計算の基準改定では、「映画原本」、「テレビ番組原本」、「音楽原本」及び「書籍原本」を新たに総固定資本形成として記録することとした。推計方法としては、コスト積上げ方式及びロイヤリティ方式が採用されている。また、当該資産に係る固定資本減耗の推計は国際基準(OECDハンドブック)によって、恒久棚卸法による定率法の下、耐用年数10年を想定して推計されている。

これに伴い、著作権(生産資産)の使用に対する受払を、従前の「賃貸料(財産所得)」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録することとした。

県民経済計算では、国民経済計算の基準改定に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成(民間企業設備)に記録する。なお、民間企業設備は、国民経済計算の計数を全国値として都道府県に分割推計する場合には、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」部分は既に総固定資本形成として記録されている。ただし、地域特性をよりの確に把握するためには、従前の総固定資本形成に相当する部分と新たに総固定資本形成に加わった部分を分けて推計することが必要となる。

また、著作権(生産資産)の使用に対する受払は、分配系列での推計「賃貸料(財産所得)」ではなく、生産系列において「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録するほか、支出系列では、「著作権等サービス」の移出入を財貨・サービスの移出入に記録する。ただし、移出入の推計過程で用いる全国値に著作権等サービスの移出入の値が内包されていることから特段の推計方法の変更はない。

(4) 「リース区分(フィナンシャルリースとオペレーティングリース)」に対応した資産の記録

2008SNAでは、固定資産のリース取引について、フィナンシャルリース(以下、「FL」という。)では、対象となる資産の法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権は借手に移転しているため、SNAでは借手の資産として記録する。オペレーティングリース(以下、「OL」という。)では、対象となる資産は法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の資産として記録する。

2011年(平成23年)基準の国民経済計算では、リース資産について、一部品目は借

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
3 . JSNA の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

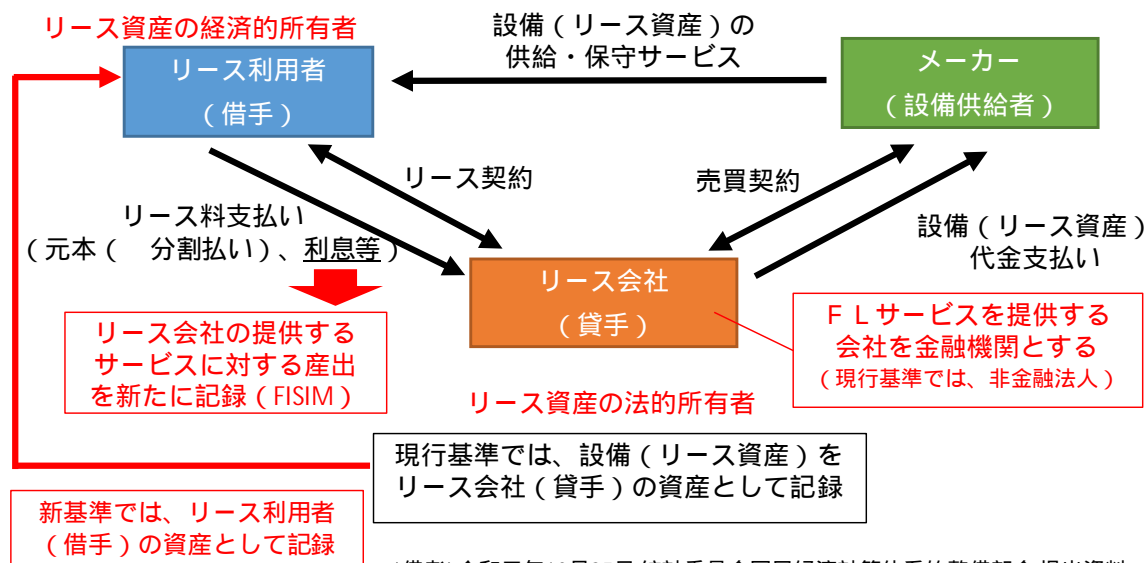
手の資産として記録するものの、基本的には法的所有者である貸手（物品賃貸業）に帰属させ、OLとみなして処理していた。2015年（平成27年）基準では、2008SNAに沿ってFLとOLを区分して記録することとした。FLについては、サービスを提供する主体をすべて金融機関とし、当該金融機関から新たに発生するFISIMを推計記録する。FLによって取得（使用）した固定資産については、取得（使用）した各産業に帰属させる。OLの産出額推計については、産業連関表の物品賃貸料の産出額（FL、OL両方を含む）からFLによる産出額を控除した額を国民経済計算での物品賃貸業（OL）としている。物品賃貸業がOLのために取得した固定資産については物品賃貸業に記録している。なお、新たに産出額を記録するFLに関するFISIM及びOL産出額は全て中間消費となるため、この記録の変更によってマクロのGDPには影響しない。ただし、僅少ではあるが、国際収支上は、FLの利子の受払がFISIMの輸出入としてサービス収支に記録される。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、FLとOLを区分して記録することとする。よって、金融業の産出額推計では、FLに係る金融機関を金融業として含めることとなるが、FISIM（借手側、貸手側とも）及び受取手数料とも国民経済計算の計数を基に推計することから、既に対応済であり改めて推計する必要は無い。物品賃貸業についても国民経済計算の計数を基に推計することからOLのみの産出額を推計することとなり、特段の推計方法の変更は必要としない。

国際収支でFLの利子の受払がFISIMの輸出入となる部分については県民経済計算でも記録することとする（ただし、FISIM輸出入（純）（FL FISIM輸出入（純）を含む）は、推計過程で用いる全国値のFISIM産出額及び消費額に概念上、内包されていることから特段の推計方法の変更はない）。

なお、生産系列で各産業の産出額推計において、中間投入にFISIMを加算している産業については（国民経済計算の中間投入比率を使用しない産業）加算すべきFISIM額は変更されたものとなる（ただし、経済活動別FISIMの推計においても国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない）。

（リース区分）フィナンシャルリース（FL）の記録の変更（イメージ）



(5) 「住宅宿泊事業」(以下、「民泊」という。)についての計測

民泊については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の制定(2018年(平成30年)6月施行)もあり、産業としてその利用・拡大が進展している。しかし、2011年(平成23年)基準の国民経済計算のみならず、2015年(平成27年)産業連関表においても民泊の産出額については独立して計測は行っていない。国民経済計算の2015年(平成27年)基準改定では、住宅宿泊事業法等の定義を参考に、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」の産出額の推計を新たに行った。「住宅宿泊サービス」とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるサービスであり、「住宅宿泊仲介サービス」とは、利用者と住宅宿泊サービス提供者の仲介を行うサービス、いわゆるマッチングプラットフォームが行う仲介事業である。国民経済計算では、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を対象として産出額の推計を行った。基礎統計データとしては、観光庁の住宅宿泊事業の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等によって推計している。

当該サービスは、所有する住居スペースを他者に利用させて対価を得るものであり、その生産物は住宅宿泊サービス的一种である。持ち家の帰属家賃とは別の生産物であり、その分を持ち家の帰属家賃から減額させる必要がある。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる民泊を対象とした「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」を推計する。推計方法は、観光庁の公表情報等をもとに各県別に積み上げ推計を行い、その結果を用いて国の当該計数を分割推計する。推計計数は、それぞれ「住宅賃貸業」及び「旅行・その他の運輸附帯サービス業」に加算する。前者は帰属家賃の推計値から「住宅宿泊サービス」分を減額した上で、推計した計数を加算する。後者は新たに推計する部分と当該部分を除いた部分を別々に推計し合算することとなる。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
 3 . JSNA の 2015 年 (平成 27 年) 基準改定への対応

また、需要部門については、国内居住者の利用分は「国内家計消費支出」に、非居住者の利用分は「移出」に含まれるものとする。ただし、推計においては国民経済計算の計数を基とすることから特段の推計方法の変更はない。

なお、帰属家賃の推計値から住宅宿泊サービス分を減額する必要がある。

2015 年 (平成 27 年) JSNA 基準改定項目とガイドライン推計項目の対応

基準改定項目	生産系列	分配系列	支出系列
1 . 改装・改修 (リフォーム・リニューアル)	5 . 建設業		投資額の推計 1 . 総固定資本形成 (1) 住宅投資 (2) 民間企業設備
2 . 分譲住宅販売マージン等	11. 不動産業 (2) 不動産仲介業		投資額の推計 1 . 総固定資本形成 (1) 住宅投資 (2) 民間企業設備
3 . 娯楽作品原本、 著作権等サービス	9 . 情報通信業 (2) 放送業 (4) 映像・音声・文字情報 制作業 16. その他サービス業 (3) 娯楽業 等	財産所得 著作権使用料の削除	投資額の推計 1 . 総固定資本形成 (2) 民間企業設備 (3) 公的企業設備 財貨・サービスの移出入 2 . 著作権等サービスの移出入 (純)
4 . リース区分	10 . 金融・保険業 (1) 金融業 12 . 専門・科学技術、業務支 援サービス業 (3) 物品賃貸サービス業		財貨・サービスの移出入 3 . FISIMの移出入
5 . 住宅宿泊事業	7 . 運輸・郵便業 (5) その他の運輸業 11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業		消費の推計 1 . 家計最終消費支出

4 ． 県民経済計算固有の課題への対応

前回 2011 年（平成 23 年）基準改定時以降、検討を重ねてきた「中央政府等の扱い変更」と「電気業の新たな推計」について、本改定において対応を行った。

4 ． 1 中央政府等の扱い変更への対応

本改定では、中央政府等の扱いの見直しを行い、一般政府に係る推計方法の変更を行った。中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない。このため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等は、どの地域にも属さない域外に位置するものとする。この域外の地域を「準地域」という。

しかし、生産の活動の単位である中央政府等の事業所は、その立地する地域に存在するものとする。

4 ． 1 ． 1 2008SNA における地域勘定の概念定義

2008SNA では、「第 18 章 勘定の詳述と表示」の「E ． 地域勘定」に地域勘定の推計方法について記述がある。

地域勘定では、制度単位を「地域単位」、「多地域単位」、「国民単位（＝全国単位）」の 3 つに分ける。このうち「全国単位」は多地域に所在していることもあり、主たる経済的利益の中心を国内の特定の地理的範囲に位置付けられない。「中央政府」は全国単位である。

「中央政府」及び「中央政府によって設定、管理されている全国単位の社会保障基金（以下、「全国社会保障基金」という。）」の取引を地域別に割り当てることは、地域における経済活動の状態を把握する観点から、その実施の試みが有益であるか疑問視されている。また、当該取引を地域別に割り当てることで、さらに複雑な課題を生じさせる。例えば、『中央政府が支払った雇用者報酬は、地域に割り当てられるが、その一方で、中央政府が支払った公的債務に対する利子を地理的に位置付けることはできない。従って、当該問題の合理的な解決策は、「準地域（quasi-region）」という区分を設けることである』（第18章第50段落）。それは、国内における地理的位置付けを行うための区分ではなく、地理的位置付けとは別の区分であり、地理上は同じ地域に存在していても、区別して域外の存在として扱うことを可能とする概念である。

各地域で完全なSNA勘定を確立できない理由については、全国単位や多地域単位の制度単位が地域に属することが難しいことを示すことによって一部を説明できる。そのため、『ほとんどの場合、地域勘定は、地域の経済活動分野別（＝産業別）の生産活動の記録（例えば運輸、通信など、当該経済活動が行われている地域を特定することに関して概念上の問題を有するものもある）や、家計、地方政府など地域の制度単位から成る制度部門の完全な勘定の記録に限定される』（第18章第51段落）。

なお、地域別の財貨・サービス勘定や地域別産業連関表の確立は、ある地域と他の地域に生ずる財貨・サービスの移出や移入を扱っており、解決できない概念上の問題は発生していない。しかしながら、物流など、県市をまたぐ財貨・サービスの取引に関する、

詳細な基礎統計が存在しない状況において、その作成には、実務上の困難を伴うことも否定できない。

『にもかかわらず、地域勘定は、上で述べた限界があるとしても、経済政策に非常に有益なツールである。一部の地域勘定を、労働力、失業、貧困などに関する一連の地域統計指標に挿入できる。国内における地域間格差が大きくなればなるほど、一人当たりの付加価値額、家計可処分所得、一人当たりの家計消費額を含む地域指標体系はますます有益となる。その国独自の状況、データシステム、本作業に当てることのできる資源を考慮して、その国の地域勘定や統計指標を考え出すのは、その国自身である』(第18章第53段落)。

4 ． 1 ． 2 中央政府等の扱い変更とその推計フレーム

上記のように2008SNAにおいて、地域勘定の扱いについて明示的に示されており、県民経済計算でもこの概念定義に従ってその扱いを変更することとする。

県内に所在する中央政府の地域事業所(国の出先機関等)及び全国社会保障基金の地域事業所(以下、「中央政府等の地域事業所」という。)は、2011年(平成23年)基準において県内に所在する制度単位として扱っていたが、2015年(平成27年)基準では、「準地域」の制度単位に属する事業所として位置付ける。

2011年(平成23年)基準における県民経済計算の制度部門「一般政府」は、2015年(平成27年)基準では、「地方政府(県、市町村)」及び「地方政府によって設定、管理されている社会保障基金(以下「地方社会保障基金」という。)」からなる「一般政府(地方政府等)」に変更する。また、一般政府(地方政府等)の部門内訳は、県、市町村、地方社会保障基金とする。ただし、分配系列の概念説明や一般政府全体を推計する場合は引き続き「一般政府」を用語として用いる。

2015年(平成27年)基準における県民経済計算の中央政府等の地域事業所の扱いに準拠して、推計方法を変更した場合、GDP、県民所得、県民可処分所得について、主要系列における変更ポイントは以下のとおりである。

(1) 生産系列

生産系列では、中央政府等の地域事業所の産出額は生産費用の合計により推計される。この生産費用すなわち、中間投入額、雇用者報酬等は、中央政府等の扱い変更後も、現行と同様に地域に記録する(同額である)。よって、変更後も県内総生産(生産側)は変化しない。なお、中央政府等の固定資本減耗は当該固定資産が所在する地域に記録する。

(2) 分配系列

分配系列では、2015年(平成27年)基準改定によって、中央政府等の地域事業所を制度単位として擬制しないこととなるため、主に次の点を変更することとなる。

「第一次所得の発生と配分」では、「生産・輸入品に課される税」、「財産所得」(国債の利払い、FISIM消費額等)の受取・支払の扱いに変更が生じる。変

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 ． 県民経済計算固有の課題への対応

4 ． 1 中央政府等の扱い変更への対応

更後は、域外（準地域）の中央政府等と域内にある制度部門との直接取引として記録する。また、財産所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府分）の受け払い後に県内制度部門が受け取った所得の合計額は、県民所得の第1次所得バランスとして表される。

「第二次所得の分配（経常移転）」では、「一般政府内の経常移転」において、中央政府等の地域事業所の貯蓄を「0」にする調整はなくなる（中央政府の扱い変更後、中央政府等の地域事業所は、域内制度単位としては存在しないこととなるため、地理的に県内の事業所として所在しても、域内において、貯蓄など所得支出勘定の計数が記録されることはない。）。

例えば、国債の利払いについて見ると、2011年（平成23年）基準以前の推計方法では、中央政府の地域事業所（県内の制度単位という扱い）が支払い、県内の家計部門等が受け取ることとしていた。この場合、財産所得における利払い額が増加しても、支払額と受取額が県内の制度部門間で相殺されて、「県民所得」の増加に寄与することはなく、「県民可処分所得」及び「県民貯蓄」の増加に寄与する（これは、中央政府の地域事業所による支払額を、経常移転により、国庫が補填するという擬制を行っているからである。）。

2015年（平成27年）基準では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域外の中央政府等から域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって、地域の県民所得は増減する。

なお、「その他の社会保険制度に係る現実社会負担」及び「その他の社会保険年金給付」には、該当する「家計」の負担と給付のみを記録する。

（3）支出系列

支出系列では、2015年（平成27年）基準改定によって、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなる。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなるが、域外への政府サービスの移出によって相殺され、県内総生産（支出側）の総額に影響はない。

また、中央政府等の総固定資本形成は当該資産が所在する地域に記録する。よって、県内総生産（支出側）に影響はない。主要系列（支出）における総固定資本形成の記録方法は2011年（平成23年）基準の標準方式から変化はない。

参考として、「地域勘定における中央政府の取扱いについて」（法政大学 中村洋一教授作成）と「県民経済計算の推計体系の新旧対照図」（静岡産業大学 牧野好洋教授作成）を示す。

なお、これらの「参考」の文章および図表で使用している地域区分の用語は、原文のままである。

(参考1)

「地域勘定における中央政府の取扱いについて」(法政大学 中村洋一教授作成)

地域勘定における中央政府の取扱いについて

はじめに 地域勘定の重要性とむずかしさ

一国経済の包括的な記述とそれに基づく政策運営のために国民経済計算(SNA)が不可欠であるのと同じく、地域レベルでの「証拠に基づく政策運営」にとって、地域経済計算が基本的な情報を提供する。長きにわたってメンバー国間のみならず、メンバー国内の地域間の格差の解消に取り組んできたヨーロッパ連合(EU)においても、客観的で信頼ができ、整合的で的確な、そして調和がとれた地域の統計指標が不可欠であるとの認識から、EU統計局(Eurostat)がSNAに沿った地域勘定の勘定体系、推計の方法論についての検討を続けてきた(Eurostat(1995, 1996, 2000, 2013))。日本においても経済企画庁(現内閣府)が中心となって「県民経済計算標準方式」を取りまとめ、この方式に基づいて、都道府県および政令指定都市が県民経済計算および市民経済計算の推計に取り組んできている。

アメリカ、カナダ、オーストラリアでも州別の産業別生産勘定が推計され、地域勘定の役割を果たしている。日本の県民経済計算がSNAの制度部門について資本調達勘定までのほぼ完全な体系を目指すのに対し、これらの国では一般政府や家計に関する勘定は射程に入っていない。ただし、アメリカにおいては個人所得に関する推計がきわめて詳細な地域単位で行われている。

このように各国の間で目指すべき地域勘定の体系に相違があるように見えるのは、概念的あるいは計測上の問題のため、地域勘定は国民勘定に比べて、その範囲と詳細さにおいて限界があるからである。換言すれば、地域勘定には国民勘定にはないむずかしさがある。計測上の問題として、多くのサンプル調査では地域ごとの集計を行うに十分なサンプル数が確保されていないことや、国境を超える経済活動に比べて、地域の境界をまたぐ活動を把握することが格段に難しいということがある。概念的な問題の例としては、国内の複数の地域に事業所をもつ企業の取引や一般政府の最終消費の地域への割り付けがある。このため2008 SNA(United Nations et al.(2009))は、「理想的には、地域勘定はSNAと同じ勘定をもつべきだが、そのような国は1つもない(para. 18.51)」としている。

本稿では、日本の県民経済計算においてとくに大きな問題を抱えている中央政府の取扱いに焦点を当てながら、地域勘定の体系への接近を試みたいと考える。第1節では、制度単位について資産保有の観点から整理する。第2節では、中央政府の地域事業所における産出と生産物の処分について論ずる。第3節では、地域居住者である家計と全国単位の一般政府との移転取引について考察する。第4節では、結論を取りまとめる。

1. 非居住制度単位による資産保有

1-1 制度単位と制度部門

本稿では、さまざまな経済活動がどのような意思決定によって行われていることを区別することが重要なので、この区別の基本となる「制度単位」の概念について確認することから議論を始めたい。

SNAの制度単位（institutional unit）は、自らの責任において資産を所有し、負債を負い、経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う経済主体を指す。制度単位には大きく2つのタイプがあり、個人あるいは個人のグループからなる「家計」と、法的あるいは社会的な実体である。

家計は住居を共有し、所得と資産の全部あるいは一部を分け合い、共同である種の財・サービスを消費する個人のグループである。2人以上の家計のそれぞれのメンバーは制度単位ではない。多くの資産、負債は共有され、所得も共通の利益のために使用されるからである。

法的、社会的実体とは、法あるいは社会によって、それらを所有し、あるいは管理する主体とは独立して認知されるものを指す。これらの主体は、自らの経済的意思決定あるいは行動に責任をもつが、その自律性は、他の制度単位によって、ある程度の制限を受けることがある。家計や政府によって所有される非法人企業は、法人企業と同様の行動をするので、完全な勘定を有する場合には「準企業」という制度単位として取り扱われる。

制度単位は、生産、消費、資産の蓄積という基本的な経済活動の性格によって分類、集計され、制度部門（institutional sector）を形成する。SNAの制度部門は5つあり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計および対家計民間非営利団体である。

1-2 政府単位

政府単位とは、他の制度単位に対する課税あるいは他の政府単位からの移転（国から地方への交付金など）によるそれ自身の財源をもち、その目的のために支出する権限をもつ主体をいう。このうち中央政府（central government）は、国土全体にわたる政治権力をもつ政府単位をさす。中央政府の省庁（departments, ministries）は、全体としての中央政府から独立して資産を所有し、負債を負い、取引を行うことはない。したがって、中央政府の個別の省庁は制度単位ではない。また、中央政府の部局が地理的に分散していても、それらは中央政府という単一制度単位の一部であり、それら自身は制度単位ではない。防衛施設や軍事基地であっても同じことである（paras 4.136, 4.137）。

地方政府（local government）は、財政、立法、行政権力が最小の地域単位におよぶ政府単位をさす。SNAの政府単位としては中央と地方の間に州政府（state government）があるので、日本においては市町村を最小の地域単位としてこれを地方政府とし、県を州政府とする考え方もあり得よう。しかし、日本はアメリカやドイツのように州が連邦を形成するという国家形態はとっていないので、市町村と都道府県をまとめて地方政府としている。

医療保険や公的年金を取り扱う社会保障基金（social security funds）は、全国レベルのもの地域内で運営されるものがある。これらのうち政府の他の部門から独立して資産と

負債をもち、自己の勘定で金融取引を行っているものは制度単位である。

中央、地方政府および社会保障基金が一般政府を構成する。政府が所有、管理する事業所が、経済的意味のある価格で生産物を供給し、企業のように管理され機能している、

独立の会計記録がある場合には、公的企業とされ、制度単位ではあるが、一般政府には含まれない。

1-3 事業所と産業

SNAの生産も制度単位の責任と管理のもとに行われるが、たとえば企業という制度単位を、その主要な生産物の種類によりグループ化するとすれば、それぞれのグループは多くの異質の生産過程を含むことになる。大きな企業は、いくつもの異なる生産活動を行っているからである。このため、生産と生産技術の分析を行うためには、基本的に同種の生産を行う生産者を基礎とする必要があり、制度単位をいくつかの同質の単位に細分化する必要がある。このように細分化された単位をSNAでは事業所 (establishments) と呼ぶ。事業所は、経済活動の種類と所在地の2つの要素により決められる。すなわち事業所は、1つの場所に存在し、1種類の生産活動、あるいは付加価値のほとんどを占めるような主たる生産活動に従事する制度単位あるいはその一部である。事業所は、また、地域活動単位 (local kind-of-activity units) と呼ばれる。1つのあるいは類似の活動に従事する事業所のグループを産業 (industry) という。

以上のように事業所は、生産を行う単位であって、雇用など生産に関する意思決定を行う主体ではない。単一の事業所からなる制度単位では、事業所と制度単位が一致するのは当然だが、意思決定を行うのは制度単位のほうである。ある企業の工場と別の地域に存在する本社は、それぞれ事業所であるが、意思決定を行うのは制度単位としての企業であり、それぞれの事業所ではない。

1-4 SNAおよびRegional Accounts Methodにおける議論の展開

SNAでは、一国内にある法人は1つの制度単位に統合されることがあるが、複数国にある場合は、国をまたがって統合されることはない。このため、SNAでは外国企業の支社を、原則として、その所在国の居住者である準企業 (quasi-corporations) とする。これは、その運営が、その存在する場所に深く関係するからである。

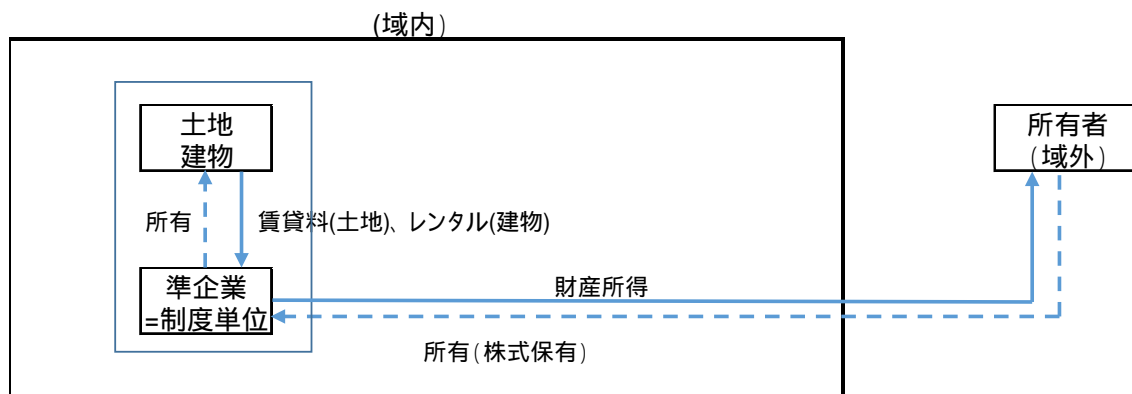
支社の生産過程が物理的に存在するのであれば、その支社は生産の場に物理的に存在する。生産物が物理的に存在しない金融サービスのようなものであれば、支社の登記上の場所に存在することになる。法人税が課されるのであれば、その場所に存在していることになるが、政策上の優遇措置で税が免除される場合も同じである。

また、移動させることができない資産は居住者が所有するとするののもSNAの原則である。土地、自然資源、建物、構築物を法的に所有するのが非居住者である場合は、観念上の居住単位を設定し、この居住単位が資産を所有する。非居住者である法的所有者は、観念上の居住単位の株を所有する。観念上の居住単位は準企業となるが、明確な制度単位である。資産を所有する観念上の居住単位は、受け取る地代 (土地) あるいはレンタル料 (その他の資産) に相当する金額を、海外への財産所得として海外の法的所有者に支払うものとする。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
 4 . 県民経済計算固有の課題への対応
 4 . 1 中央政府等の扱い変更への対応

地域勘定においても以上の考え方が踏襲され、土地・建物を域外に所有する主体は、土地・建物が所在する地域の観念上の居住単位（準企業で制度単位）を所有するものとされる（図1）。この観念上の居住単位は、当該土地・建物を所有し、地代（土地）あるいはレンタル料（建物）を受け取り、この金額を域外の法的所有者に財産所得として支払うものとする（注、Eurostat (2013)では、観念上の居住単位が域外の法的所有者にサービスを提供するとしている(paras 2.3.,2.4)が、これは議論の混乱である。)

図1 域外居住者による動かさない資産の保有



1-5 合意されるいくつかの地域配分ルール

以上の議論から、事業所や固定資産、制度単位を一国内の各地域に割り当てる場合に合意されるべきいくつかの原則がある。

生産面においては、付加価値の創出の場である事業所をその物理的所在地に割り当てるとともに、生産に使用される固定資産、したがってそのもととなる固定資本形成もその所在地に記録されることになる。単一の地域内で活動が完結する単位（単一地域単位）についてその地域的割り付けに問題はないが、多地域に活動がおよぶ単位（多地域単位）の付加価値は、事業所が存在する地域に割り付ける。本社や登記上の所在地に一括計上するのではない。本社機能などの付随的活動については、その会計が把握でき、主たる活動を行う地域と異なる地域にある場合には、それが立地する地域の単位として分離する。

中央政府と全国単位の社会保障基金のような、その活動が一国の全体におよぶ全国単位のために域外に「準地域」を設ける。この準地域は、いずれの地域にも属さないものとする。

家計およびその消費は居住地域に割り付ける。このため、雇用者報酬は就業地と居住地の2つの基準でそれぞれ記録される。

以上の原則を踏まえると、中央政府の諸活動の地域への配分は以下のようになっていると考えられる。

2 . 中央政府の地域事業所の位置付けと産出の取り扱い

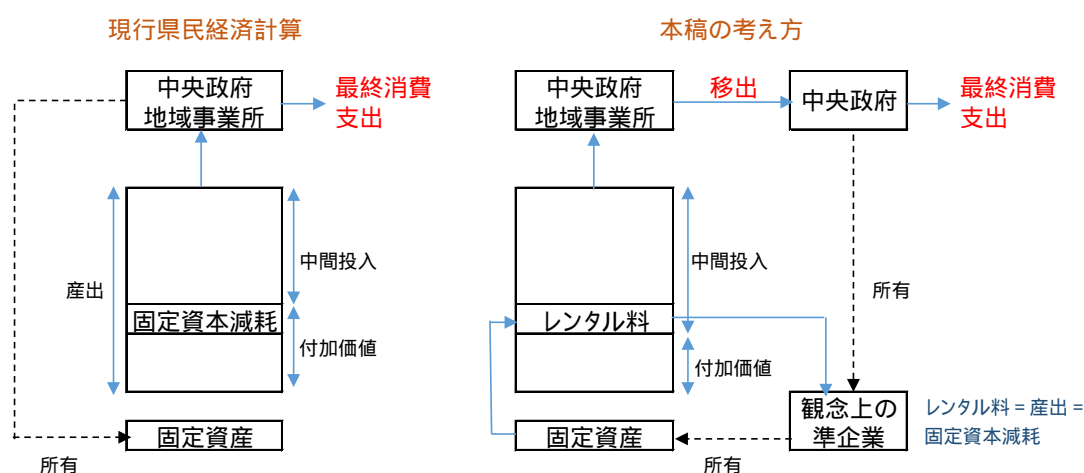
2-1 中央政府地域事業所の生産

図2は、中央政府の地方事業所が行う生産について、現行の県民経済計算と本稿における考え方を対比したものである。

政府サービスの生産については、中央政府の事業所である省庁やその地方出先機関、中央政府所有の社会資本を含めてすべての地域で行われている。省庁の出先機関や中央政府所有の施設（国道や国立大学等を含み、地域事業所と呼ぶ）は、すでに述べたとおり制度部門ではないので、資産を所有することはない。中央政府の地域事業所が生産のために使用する資産の法的所有者は、中央政府そのものである。しかし、移動できない資産の所有者は地域の居住者であるという原則から、この資産を所有する観念上の準企業（非金融公的企業）が設定され、中央政府はこの準企業に対する金融的請求権を所有する（株式所有）ことになる。中央政府の地域事業所は、この準企業から資産を借り入れ、レンタル料を支払う。このレンタル料は地域事業所の費用の一部となって産出を構成するが、産出は中央政府が買い上げる形で域外への移出となり、中央政府が最終消費することとなる。

現行の日本の県民経済計算においては、地域事業所の産出の推計に固定資本減耗を含めているが、これは地域事業所が資産を所有することを前提としている。この固定資本減耗に相当する額は、観念上の準企業へ支払うレンタル料ととらえるべきである。この準企業においては、産出＝レンタル料＝固定資本減耗が成立しており、固定資本減耗が準企業に移っているだけで、現行の推計と比べて粗付加価値に変化はない。産出はレンタル料＝固定資本減耗だけ増加するが、準企業を分離設定したためであり、粗付加価値および県民所得への影響はない。

図2 中央政府の地方事業所の生産



日本の国民経済計算においても、日本国内の土地・建物を非居住者が所有する場合には、国内に資産を所有する準企業を設定し、法的所有者である非居住者は、この準企業を金融的に所有することになっている。ところが、この準企業はいずれの勘定にも明示的に表章されておらず、結果的に非金融法人企業に含まれていることになる。地域勘定においても、表章においては便宜的に、地域事業所と観念上の準企業を「連結する」ことによって、粗

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4．県民経済計算固有の課題への対応

4．1 中央政府等の扱い変更への対応

付加価値に固定資本減耗を含め、レンタル料の中間投入を明示しないとして不都合は生じない。ただし、ある主体が勘定によって制度単位であったりなかったりすることは認められないため、以上のような考え方の整理が必要となる。

2-2 中央政府および社会保障基金の個別的最終消費

中央政府の地域事業所が産出するサービスが個別的サービスである場合には、域外の中央政府に移出され最終消費された後に、現物社会移転として、再び産出された地域に移転されることになる。

全国単位の社会保障基金からの現物社会移転（医療費など）も、域外から居住者家計に直接、移転されるものとする。

SNAでは、留学生や長期の療養者として海外に滞在する者は、1年以上にわたり海外に滞在するとしても、出身国の居住者とされる。しかし、地域勘定においては、他地域からの学生と長期療養者で1年以上滞在する者は、滞在先の居住者とするのが適当とされている（Eurostat 1995）。これは現物移転される国立学校の教育費や医療費が学生数や療養者数に依存するためと考えられる。これに対し、海外に滞在する自国の居住者に対して、その国から現物サービスが移転されることは、一般的に考えにくい。このことが、SNAとは異なって、地域勘定において他地域から長期にわたって滞在する学生や療養者をその地域の居住者として取り扱う理由となっている。

3．地域居住家計と中央政府及び全国単位社会保障基金との取引

3-1 中央政府との税の受払

現行の県民経済計算では、所得税、法人税など所得・富等に課される経常税のうち国税に当たるものは、徴税地ベースで国の出先機関を含む地域の「一般政府」の受け取りに計上される。国の出先機関は上に述べた中央政府の地域事業所に当たり、制度単位ではないから、税の受払という移転取引には関わらない。また、中央政府の地域事業所を地方政府と統合して一般政府としてしまうことにより、地方政府の真の姿が隠されてしまうことにもなる。したがって、これらの国税は居住者である家計、企業から域外の中央政府に直接支払われるものとする。

生産・輸入品に課される税の地域配分については、従来から生産・販売が行われる地域に配分するか、最終負担する地域に配分するかという議論が行われてきた。間接税ともいわれるこれらの税の最終負担への転嫁は完全ではありえないため、2008SNAでは「さまざまな税の帰着（最終的な負担）を決めることは、不可能でないとしても、極めて難しい。（para. 7.75）」としている。したがって、最終負担する地域への配分は困難である。さらに、これらの税は域内総生産を構成することから、生産・販売のベースで、すなわち事業所ベースで発生するものとする。国税に当たるものは、域外の中央政府に直接分配される。

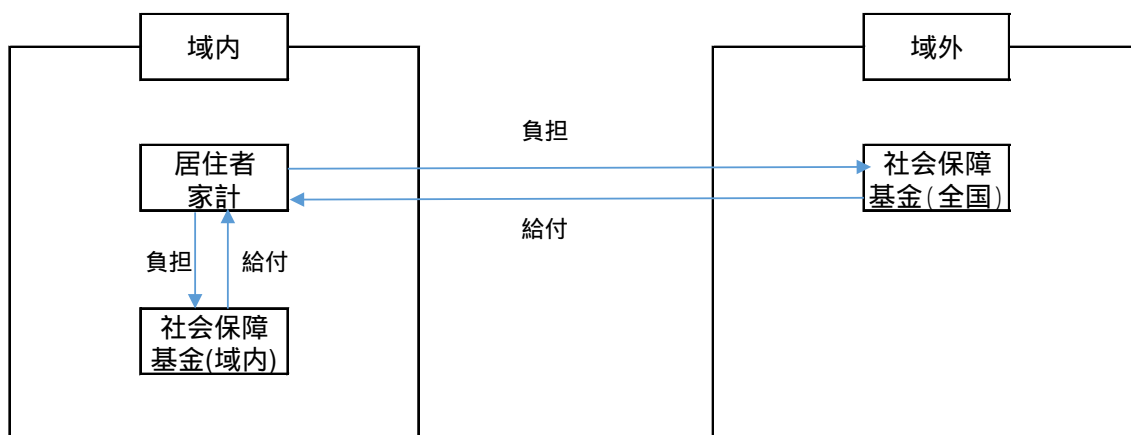
3-2 全国単位の社会保障基金との移転取引

国民年金、厚生年金、組合健康保険のような全国単位の社会保障基金との移転取引も国税と同じ取り扱いがなされる。現行の県民経済計算では、勤務地域の社会保険事務所で社

会負担を支払い、居住地域の社会保険事務所から社会保障給付を受けることになっている。負担し、給付を受けるのは居住者である家計だから、この取り扱いに伴い、中央政府の居住地域および勤務地域の地域事業所の間で負担と給付の移転を発生させることが必要となる。制度単位でない地域事業所が何重にも移転に関わることになり、合理性を欠く。

図3のように、居住者家計と域外の社会保障基金との間で負担と給付の移転があるとすれば、問題がなくなる。社会保障基金には国民健康保険や地方公務員共済のように、域内で居住者家計との取引が完結するものもあり、このような域内取引が全国単位の取引と併存することになる。

図3 全国単位社会保障基金と居住者家計との間の移転



3-3 国債利子等の受払

国債利子についても、現行の県民経済計算では国の出先機関が国債保有者に対して支払うことになっている。このことは、現行県民経済計算では地方の一般政府の一部である国の出先機関が国債という負債を負っていることを意味し、不合理である。

地域勘定に関する諸外国の議論でも、国債利子負担を人口で地域に割り振る、あるいは財政からの受益という観点から累積財政支出額の地域割合により配分するなどの提案が行われてきている。しかし、いずれの場合も国債を家計の負債とみなすことになるから、中央政府の負債とする貸借対照表勘定と矛盾する。

県民経済計算では、制度部門ごとに財産所得の受取と支払が推計されており、国債の利子受取も当然含まれている。したがって、この点を変更する必要はなく、域外の中央政府から直接、利払いが行われるとすればよい。

3-4 国出先機関の取扱いの変更による県民所得への影響

ある県の居住者に対して中央政府から財産所得の純支払があるとする。現行の県民経済計算では、この支払は県にある国出先機関からなされることになるが、居住者である国出先機関と他の居住者間の財産所得は相殺され、純受取は0となる。財産所得を居住者と中央政府の直接取引とすると、居住者の純受取は県民所得の一部となり、現行に比べて県民所得を増加させることとなる。現行県民経済計算における国庫から

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 ． 県民経済計算固有の課題への対応

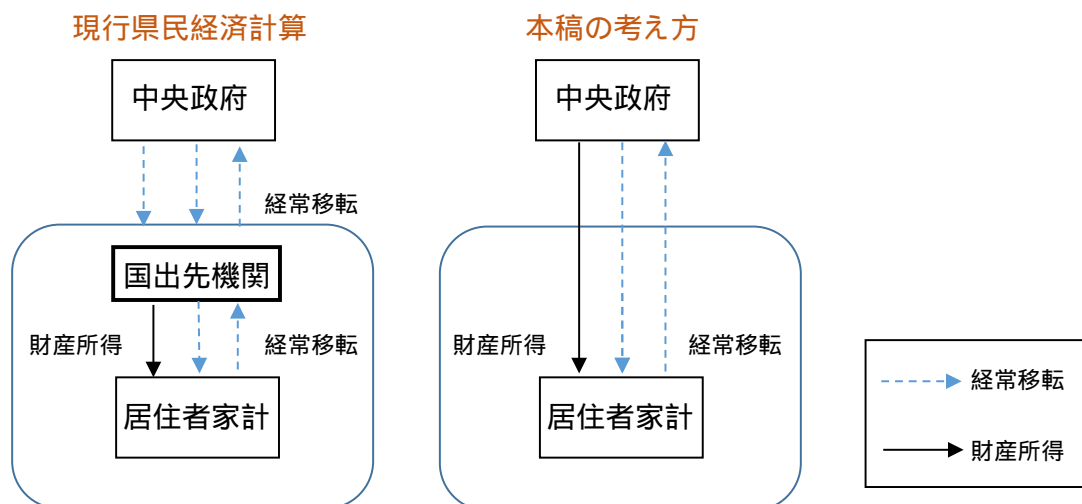
4 ． 1 中央政府等の扱い変更への対応

国出先機関への経常移転は、この場合のように国出先機関を居住者とすることにより財産所得の純受取がなくなってしまうことが、県民可処分所得ひいては貯蓄に影響を与えることがないように導入されたものと理解される。

より簡単な例として、国債の利子を家計が受け取る場合を考える。現行は国出先機関からの家計への利払いなので県民所得では相殺、国庫からの経常移転で県民可処分所得は増加、県民貯蓄は増加することとなる。すなわち、現行の県民経済計算では、国出先機関を居住者とすることにより県民所得に歪みが生ずるが、国庫からの経常移転を設定することにより、県民可処分所得、県民貯蓄に歪みが転嫁することを避けているということができる。国出先機関を通さず中央政府から直接支払われるものとするれば、県民所得、県民可処分所得、県民貯蓄がいずれも同額増加することとなる（図4）。

国内制度部門間の財産所得の受払は相殺されるため、中央政府が財産所得の純支払主体となっている場合には、これを域外に移すことにより、残りの都道府県は全体として純受取主体となるから、県民所得の総額は増加することになる。

図4 国出先機関の取扱いと県民所得



4 ． 県民経済計算の改定に向けて

現行の県民経済計算でも、中央政府の地域事業所に貯蓄が発生しないように、中央政府からの財政移転があるとしているため、地方政府の最終的なバランスには問題はない。したがって、現在の推計方法を変更することは基本的に必要ないが、最終消費の主体や取引相手については、以上に指摘した問題点がある。県民経済計算の改定に向けて、以上の検討結果を要約すれば、以下のとおりとなる。

- 中央政府地域事業所の産出はその所在地に記録する。この産出は中央政府に買い上げられ（移出）中央政府が域外で最終消費する。この最終消費が個別的最終消費であれば、産出地域に現物社会移転される。
- 所得・富等に課される経常税（国税分）は、中央政府（域外）に直接、支払われる。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 . 県民経済計算固有の課題への対応

4 . 1 中央政府等の扱い変更への対応

- 生産・輸入品に課される税（国税分）は、生産者から中央政府(域外)に直接、支払われる。
- 全国単位の社会保障基金との移転は、現物社会移転(医療費など)を含め、域外と居住者家計の直接取引とする。
- 国債の利子は、中央政府から直接、国債保有者に支払われる。
- 中央政府の総固定資本形成およびこれに関する固定資本減耗は、それが行われる地域に記録する。

参考文献

Eurostat (1995), 'Regional Accounts Methods: Gross value-added and gross fixed capital formation by activity'

Eurostat (1996), 'Regional Accounts Methods: Household accounts'

Eurostat (2000), 'Regional Accounts Methods: Tables of general government'

Eurostat (2013), 'Manual on Regional Accounts Method'

United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Cooperation and Development, World Bank (2009), 'System of National Accounts 2008'

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 ．県民経済計算固有の課題への対応

4 ．1 中央政府等の扱い変更への対応

(参考2) 県民経済計算の推計体系の新旧対照図 (静岡産業大学 牧野好洋教授作成)

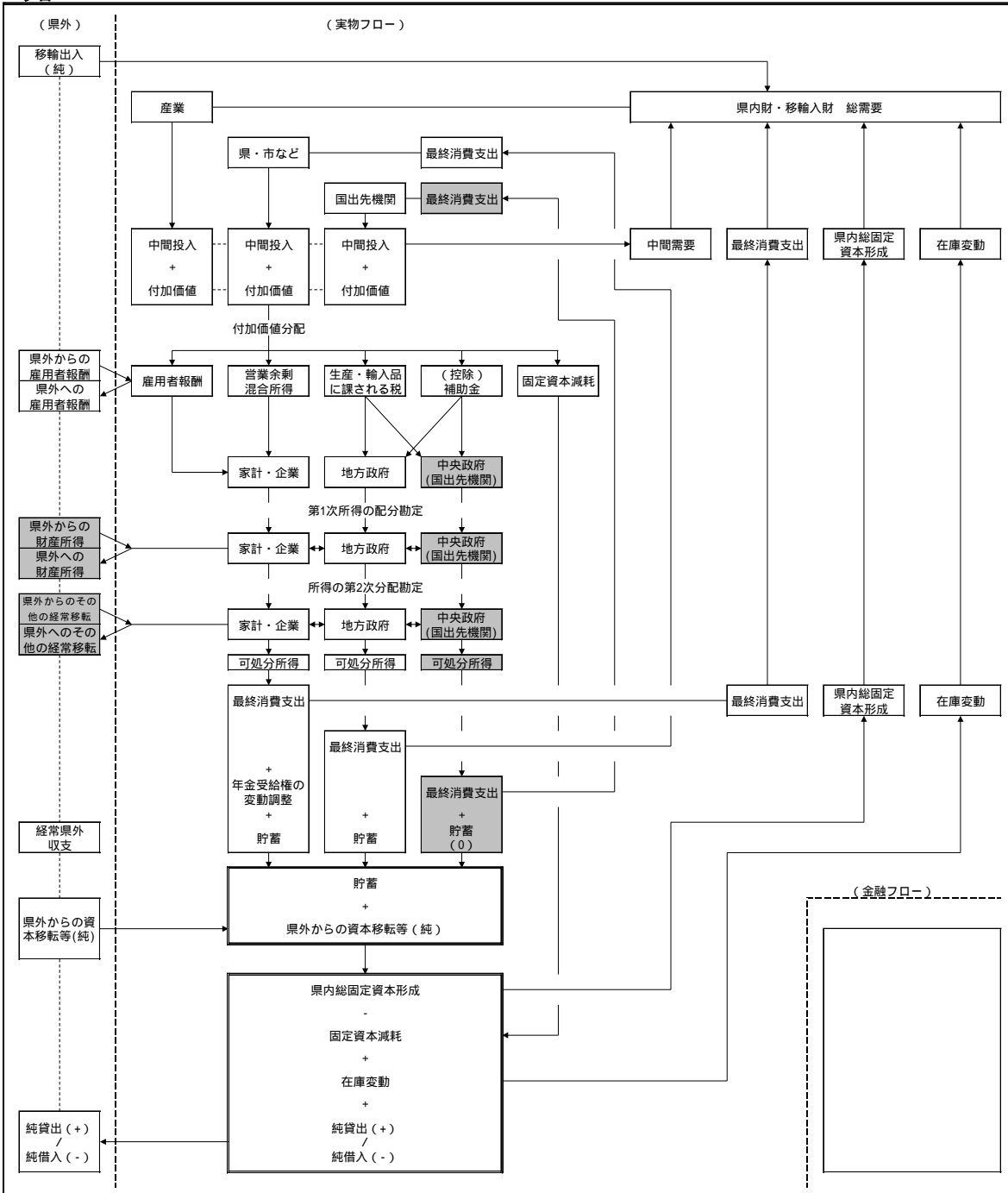
2011年(平成23年)基準の推計体系(旧)

<期首ストック>



(注1) 二重枠は蓄積を示す。
 (注2) 網掛けは両ガイドライン間の変更点を示す。
 (注3) 国出先機関を制度部門(中央政府)とした。

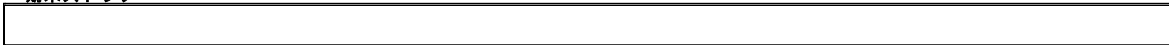
<フロー>



<調整勘定>



<期末ストック>



序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 県民経済計算固有の課題への対応

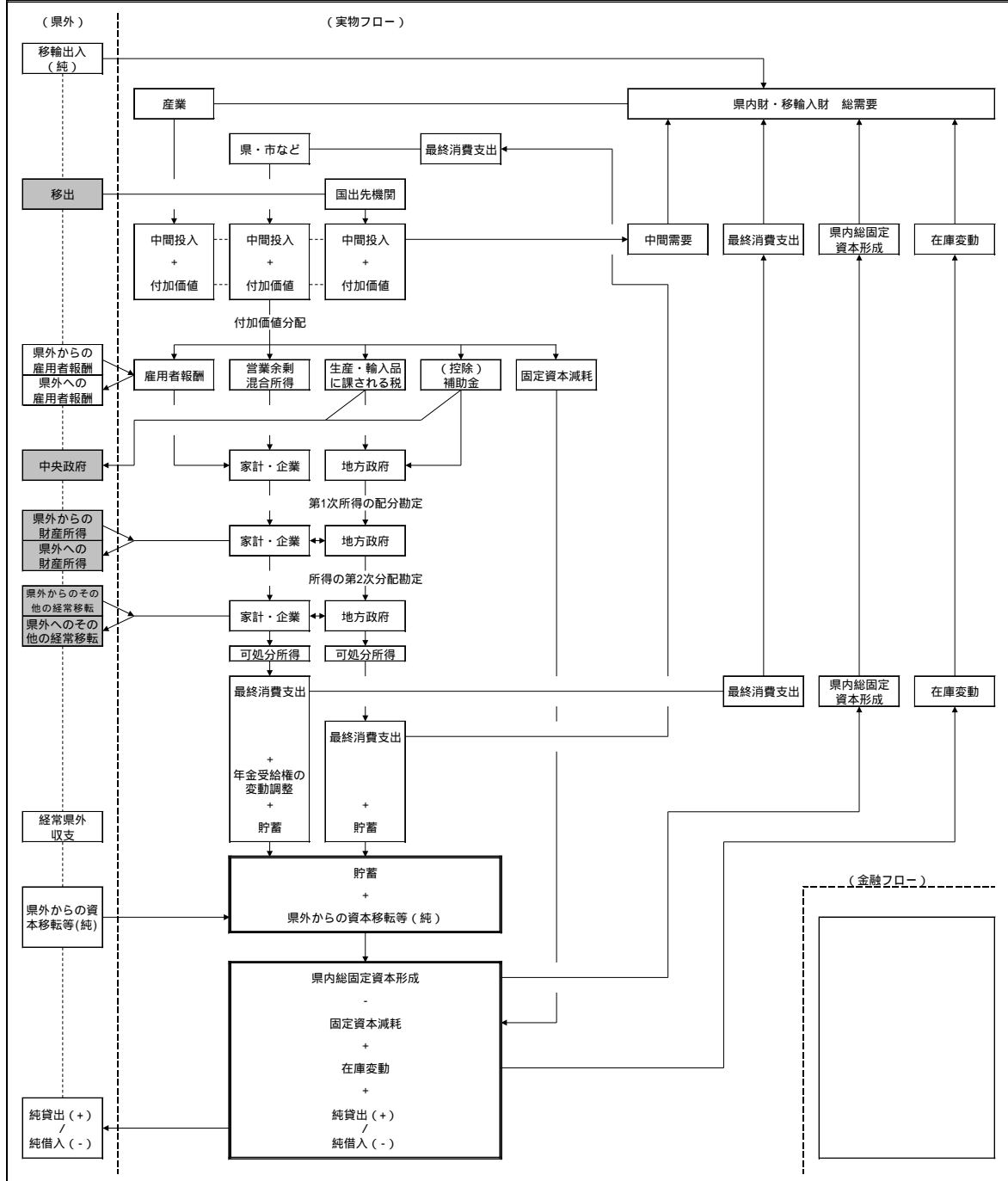
4.1 中央政府等の扱い変更への対応

2015年（平成27年）基準の推計体系（中央政府の扱い変更）（新）

<期首ストック>



<フロー>



<調整勘定>



<期末ストック>



4 . 2 電気業の新たな推計方法の導入

2011年（平成23年）基準のガイドラインでは、生産系列における「50 電気業」は、各都道府県市が電気事業者等のデータを入手して、産出額と中間投入額を積上げ方式で推計することとなっていた。しかし、その方法が採用できなくなった背景を踏まえて新たな推計方法を導入することとした。

旧推計方法には、以下の課題があり、各自治体の推計担当部署からも懸念の声が多く上がっていた。

（1）2011年（平成23年）基準の推計方法の課題

電力会社データの入手困難

2016年（平成28年）4月1日からの電力の小売り全面自由化にあわせて、電気事業法が改正された。改正後、各電力会社から発電電力量に係る「自県分割合」に係るデータ提供を受けることが困難になってきている。

既存資料の非公開化

「電気事業便覧」（電気事業連合会、日本電気協会）と各電力会社の財務諸表からの推計が基本であるが、「電気事業便覧」（電気事業連合会、日本電気協会）は2016年度（平成28年度）に大幅に改定され、財務諸表を非公開とする電力会社が出てきたことにより、従前の推計が困難になってきている。

推計対象となる電力会社の範囲

電力会社には、ガイドラインの推計対象範囲以外に、（旧）卸電気事業者、（旧）みなし卸電気事業者もあり、これらを推計の対象としている県もあれば、対象としていない県もあり、統一が取れていない。

（2）産出額の新たな推計方法

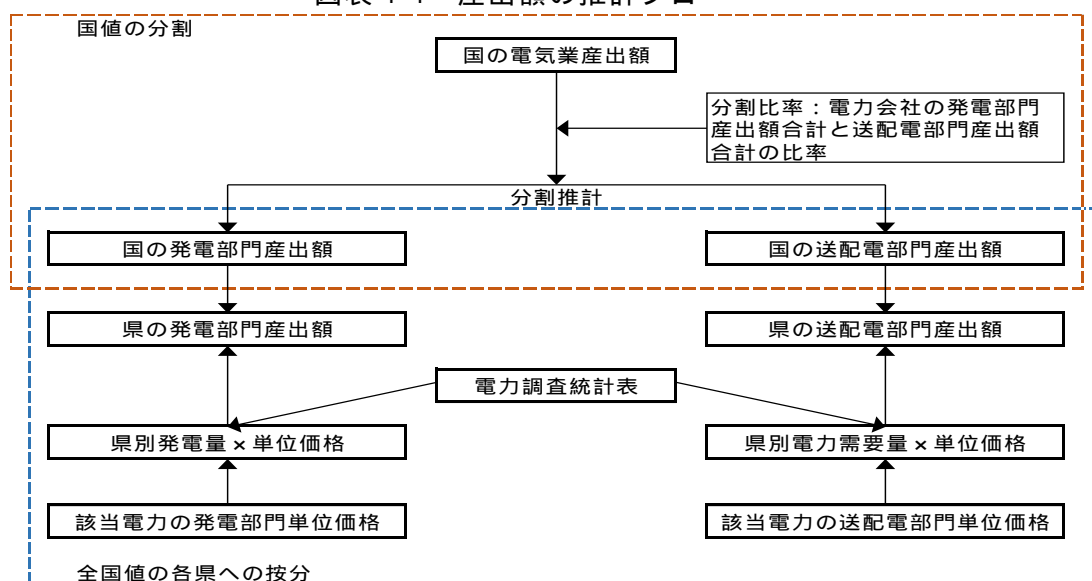
国民経済計算の電気業産出額の計数を発電部門と送配電部門に分け、それぞれの部門に対して『電力調査統計表』の県別データを基礎データとし、その電力量データに単位当たり価格を乗じることで金額データに変換した値で県に按分する。

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

4 ． 県民経済計算固有の課題への対応

4 ． 2 電気業の新たな推計方法の導入

図表 4-1 産出額の推計フロー



全国値の分割

全国値を発電部門と送配電部門に分割する。その方法は、電力会社の発電部門産出額合計と送配電部門産出額合計の比率で分割する。なお、全国値には、R&D と自社開発ソフトウェアの産出額は含まれている。

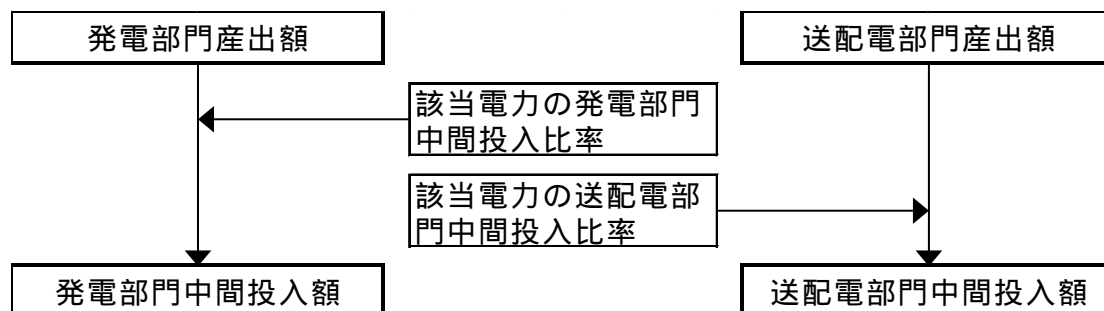
全国値の各県への按分

発電部門、送配電部門別の全国値を各県へ按分する。按分比率は、発電部門は発電金額、送配電部門は消費電力金額による。

(3) 中間投入額の新たな推計方法

中間投入額は、発電部門、送配電部門別に「(1) 産出額」で推計した自県分の産出額に該当電力会社の中間投入比率を乗じて推計する。

図表 4-2 中間投入額の推計方法



10 電力会社の中間投入比率

該当電力会社の中間投入比率は、東京電力などのいわゆる 10 電力会社を対象として電力会社別に推計する。使用するデータは、各電力会社の財務諸表から入手する。

各県で使用する該当電力会社の間接投入比率

自県内で複数の電力会社が事業を行っている場合は、産出額の推計と同じ考え方により、使用する該当電力会社を設定して推計する。電力会社が1つの場合は、1社の中間投入比率を使用する。

(4) 自家発電の推計

電気業の全国値には自家発電が含まれているため、全国値を分割する新たな推計方法では、自家発電を含んだ都道府県別の産出額を推計することとなる。

したがって、旧ガイドラインにおける製造業の推計方法として、「なお、製造品出荷額等には「販売電力収入」が含まれ、この「販売電力収入」を含めて推計する。」等、産出額に自家発電を含めることになっていたが、二重計上のため、新方式では含めない。

5 . その他の課題等への対応

その他の課題等への対応として、「JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応」、「基礎統計の変更に対する対応」、「日本銀行の扱い変更への対応」及び「各種課題への対応」を行った。

5 . 1 JSNA 基準改定におけるその他の変更への対応

国民経済計算においてその他に変更された項目のうち県民経済計算の推計に関わる項目は、以下のとおりである。

(1) 表章事項及び名称の見直し等

家計消費の目的別分類は、国際連合で最新の基準となる COICOP2018 (目的別家計消費分類 : The Classification of Individual Consumption According by Purpose (COICOP)) が策定されたことを受け、国際比較可能性の向上を目的として、COICOP2018 の大分類に対応した分類に組み替える (「支出系列 参考 家計最終消費支出の目的別分類 (2015 年 (平成 27 年) 基準版)」参照)。

なお、娯楽作品原本の資本化に伴い、JSNA では、付表の表章変更があるが、県民経済計算では、表章の変更はない。

(2) 概念・定義等の変更

各種項目について、以下のとおり概念・定義等の変更を行う。

「雇用調整助成金」を含む「雇用安定等給付金」について、従前の「一般政府 (社会保障基金) から家計への現金による社会保障給付」から「一般政府 (全国社会保障基金) から非金融法人企業・金融機関への経常移転」に変更する。

国公立大学医学部附属病院の研究・開発 (R&D) の産出額について、「公的非金融 (医療・保健)」から「一般政府 (教育)」に、私立大学医学部附属病院の研究・開発 (R&D) の産出額について、「民間非金融 (医療・保健)」から「非営利 (教育)」に変更する。

(3) 政府諸機関の分類変更

国民経済計算では、政府諸機関の分類について、2015 年 (平成 27 年) 基準改定に伴い、2011 年 (平成 23 年) 基準から変更される。県民経済計算もこの分類変更に準拠する (国民経済計算年次推計 参考資料 「国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照)。

5 . 2 基礎統計の変更への対応

2011年(平成23年)基準版において、使用する基礎統計として記載した統計の中で一部に変更が行われた。その変更に伴う、2015年(平成27年)基準版での対応は以下のとおりである。

(1) 全国消費実態調査

「全国消費実態調査」(総務省)は、2019年(令和元年)から「全国家計構造調査」と調査名を変更して実施されている。従って、これ以降は、「全国家計構造調査」を使用する。

(2) 2019年(令和元年)「経済センサス-基礎調査」

2019年(令和元年)「経済センサス-基礎調査」(総務省)は、「新たに把握した事業所」を主な調査対象としているため、従前通りに県民経済計算の推計で活用できない。その代替方法としては以下のことが考えられる。

「2016年(平成28年)経済センサス 活動調査」のデータを補助系列として活用する。

「2021年(令和3年)経済センサス 活動調査」の公表後は、そのデータを補助系列として活用する。

産業別の従業者数については、厚生労働省「毎月勤労統計調査」の産業別データを補助系列にして推計する。「毎月勤労統計調査」の計数を使用する際は、指数を補正してサンプル替えの影響を取り除いた計数を利用することが望ましい。

類似性の高い基礎統計を補助系列にして推計する(例:民間非営利の教育の従業者数で文部科学省「学校基本調査」を活用するなど)。

(3) 商業統計調査

「商業統計調査」(経済産業省)は廃止され、新たに創設された「経済構造実態調査」(総務省・経済産業省)に統合・再編された。後継調査として、「経済センサス活動調査」と「経済構造実態調査」が周期的に交互で行われ、そこで卸売・小売業のデータを捕捉していくこととなるが、2つの後継調査は、現行の県民経済計算の卸売・小売業の産出額推計に必要なデータが捕捉出来ない等の課題がある。こうした状況から、今回の基準改定を機に、卸売・小売業の産出額推計方法の見直しが必要となる。推計方法の見直しについては、生産系列の「卸売・小売業」を参照。

(4) 農業経営統計調査

2019年(令和元年)調査において、調査体系等の見直しが行われた。当該調査の復元推計方法が変更されたほか、調査項目にも変更が生じている。推計方法の見直しについては、生産系列の「農林水産業」を参照。なお、当該調査の地域別データの利用に際しては、データの安定性等を勘案しつつ使用する。

(5) 第 3 次産業活動指数

産出額推計の年度転換比率で使用する『第 3 次産業活動指数』(経済産業省) は 2015 年(平成 27 年) 基準を使用する。なお、2015 年(平成 27 年) 基準の指数の公表は 2013 年(平成 25 年) 以降となっているため、それ以前は 2010 年(平成 22 年) 基準の指数を、リンク係数などを用いて 2015 年(平成 27 年) 基準の水準に合わせる形で接続した上で、使用することとする。

(6) 賃金構造基本統計調査

2020 年(令和 2 年) 調査より、調査項目及び推計方法の見直しが行われ、それに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、2006 年(平成 18 年) 調査まで遡った集計結果が公表されている。

県民経済計算の 2019 年度(令和元年度) 値推計に際しては、従来使用していた当該調査の変更・見直し前の系列(正式系列) を用いることとし、2020 年度(令和 2 年度) 値推計から変更・見直しによる遡及集計結果(参考系列) を用いることとする。なお、当該調査を用いた県民経済計算における推計方法については 2011 年(平成 23 年) 基準から変更はない。

5 . 3 日本銀行の扱い変更への対応

日本銀行が行う金融政策サービス等は、非市場生産者が産出するサービスであり、そのメリットは外交、防衛、警察等と同様に社会全体が享受するという意味で、同サービスは集合的消費に相当する。JSNA において、中央銀行は公的金融機関に属す一方、集合的消費を行うのは一般政府に限られる。そのため、JSNA 及び県民経済計算の生産系列では、これまでも日本銀行の産出額のうち、非市場産出分を非市場生産者(政府) の産出額に加算している。

今回の県民経済計算の 2015 年(平成 27 年) 基準改定においては、日本銀行が行う金融政策サービス等の経済活動とそれに係る取引を東京都にのみ記録することとする。

生産系列について、日本銀行の産出のうち、「非市場産出分(生産費用の合計で計測し、受取手数料を除いた部分) 」を東京都に記録する。非市場産出に係る活動に要する消費支出は東京都から準地域(一般政府) に移出され、準地域(一般政府) において最終消費するとともに、同額が東京都の公的金融機関(日本銀行) から一般政府に経常移転されるものとして扱う。市場産出分は、日本銀行本店及び地方支店(事業所) が所在する県に記録する。

分配系列について、原則として公的金融機関である日本銀行の金融政策サービスを行っている事業所が所在する東京都にのみ記録する。ただし、日本銀行が支払う税(法人税、事業税、住民税) については、金融政策サービス(非市場、集合的) によって生じたものとそれ以外を峻別することが困難であるため、2011 年(平成 23 年) 基準同様に、公的金融機関の支払いとして、事業所が所在する県に記録する(推計方法に変更はない)。

5 . 4 各種課題への対応

本改定において、新税制度への対応等を以下のように行った。

(1) 国際観光旅客税への対応

JSNA では、2019 年（平成 31 年）1 月に創設された「国際観光旅客税」について、「生産・輸入品に課される税」と「所得・富等に課される経常税」に分割して記録している。県民経済計算も、これに準拠することとする。

(2) 卸売・小売業の補間推計方法

生産系列の卸売・小売業の推計の中に、周期調査である商業統計調査の水準を活かしつつ、商業統計調査が非公表の年は商業動態統計の伸び率で補間する推計方法を掲載していたが、一部を修正した（なお、この方法は他の周期調査の補間推計にも利用できる）。

5 . 5 中央政府等の扱い変更に伴い追加した用語の定義

中央政府等の扱い変更に際して、用語を追加し、その使い方や概念について、県市の意見や要望も踏まえつつ、以下のとおり、整理することとする。

(1) 制度部門名「一般政府」に含まれる制度部門・機関等

「一般政府」の制度部門名は、含まれる機関の範囲によって用語を使い分ける。

図表 5-1 制度部門名と含まれる機関

制度部門名(1)		2015年基準改定より使用する 制度部門名にかかる用語(2)	対象機関(県民経済計算に おける事業所の扱いを含む)
一般政府	中央政府	中央政府等	中央政府及びその地域事業所 (本府省、出先機関等)
	社会保障基金		全国社会保障基金及びその 地域事業所(本部、支部等)
		地方政府等	うち政令市等
	地方政府		

- (注) 1 . 1 : 従前より、標準方式等に記載されている制度部門名。
 2 . 2 : 中央政府等の取扱い変更に伴い、2015年（平成27年）基準から使用する制度部門に係る用語。
 3 . 2015年（平成27年）基準の「県民経済計算標準方式」、「県民経済計算推計方法ガイドライン」では、記載内容を明確化するため、2と全国及び地方社会保障基金の用語を原則としつつ、従来の 1 の名称も使用している。

(2) 地域区分の名称

地域区分を「地理的な区分」と「制度単位による概念的な区分」で以下のように定義した。

図表 5-2 地域区分の名称と定義

性 格	名 称	定 義
地理的な区分	県 内	自県が管轄する県域の地理的範囲
	県 外	国内であって、自県が管轄する県域の地理的範囲外
制度単位による概念的な区分	域 内	自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在とする概念上の地域
	域 外 (含む準地域)	他県の制度部門及び中央政府等(中央政府、全国社会保障基金)が所在とする概念上の地域。 そのうち、中央政府等が位置する地理的には存在しない地域を準地域という(中央政府等の地域事業所は生産単位であるが、制度単位ではない。同事業所が地理的に県内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは、県内という地理的範囲に所在する事業所として扱い、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは域外(準地域)という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱う)。

(注) 中央政府等の地域事業所が地理的に県外に置かれている場合も、当該事業所は域外(準地域)に所在する制度単位に属するものとして扱う。

図表 5-3 地理的区分と制度単位による概念的区分の関係

		県 内	県 外
域 内		(自県の県内制度部門) ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体	
	域 外		(他県の県内制度部門) ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体
	準地域	・ 中央政府等(事業所は自県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない)	・ 中央政府等(事業所は他県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない)

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは
5. その他の課題等への対応

なお、県外に所在する東京事務所、保養所等の事業所の生産面の産出額等及び支出面での、総固定資本形成額は、所在する地理上の行政区域を管轄する県市に記録する。ただし、これらの推計が実務上著しく困難な県市については、当面の間、2011年（平成23年）基準の扱いを踏襲する。

(3) 中央政府等の扱い変更に伴う表章における表記の変更

(1) で示したとおり、2015年（平成27年）基準の「県民経済計算標準方式」、「県民経済計算推計方法ガイドライン」では、中央政府等の扱い変更に伴い、「一般政府」という制度部門名に加え、「中央政府等」、「地方政府等」（「全国単位の社会保障基金」、「地方社会保障基金」は、2011年（平成23年）基準でも使用していた。）などの用語を追加し、記載内容に応じて、対象となる主体を明確にするために表記の変更を行うこととする。

図表 5-4 表章における表記の変更

表番号	2011（平成23）年基準	2015（平成27）年基準
主要系 列表3	県民所得及び県民可処分所得の分配 一般政府 企業所得（企業部門の第1次所得バランス） 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 県民所得（市場価格表示） 経常移転（純） 県民総所得（市場価格）	県民所得及び県民可処分所得の分配 一般政府（地方政府等） 企業所得 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府） 県民所得（第1次所得バランス） 経常移転の受取（純） 県民総所得（市場価格表示）
主要系 列表4	県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター） 政府最終消費支出 一般政府 県外からの所得（純） 県民総所得（市場価格）	県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター） 地方政府等最終消費支出 一般政府（中央政府等・地方政府等） 域外からの要素所得（純） 県民総所得（市場価格表示）
主要系 列表5	県内総生産（支出側）（名目、実質、連鎖方式） 政府最終消費支出 一般政府	県内総生産（支出側）（名目、実質、連鎖方式） 地方政府等最終消費支出 一般政府（中央政府等・地方政府等）
付表1	一般政府の部門別所得支出取引	一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引 表形式は全面変更

(注) 1. 標準方式の統合勘定の表章も変更されている。

2. 県民所得（第1次所得バランス）とは、県内制度部門に配分された所得の額に、県

民が受け取った域外からの要素所得（純）額を加算したもの。これには、家計部門が受け取った「県民雇用者報酬」、非企業部門が受け取った財産所得受取（純）、企業部門が受け取った企業所得、一般政府（地方政府）部門が受け取った「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」が含まれる。

（補 記）

2015 年（平成 27 年）基準版の書式統一と表章（推計）開始年

1 . 書式の統一

（1）タイトル番号

以下の順でタイトル番号の基本的な表記と並びを統一した。

「章」、「節」、「1 .」、「1 . 1」、「1 . 1 . 1」、
「（1）」、「ア .」、「(ア)」、「a .」、「(a)」

（2）図表番号

以下の表記に沿って、図表番号の表記を基本的に統一した。

「章」の下に「節」がない場合：図表 章番号.n

「章」の下に「節」がある場合：図表 章番号 . 節番号.n

2 . 2015 年（平成 27 年）基準版の表章（推計）開始年

2015 年（平成 27 年）基準版の表章（推計）開始年は、2011 年度（平成 23 年度）を基本とする。